

犬山市 償却資産(固定資産税)申告の手引き

1. 償却資産の申告について

【申告期限】令和8年2月2日（月）（郵送の場合は当日消印有効）

- ※ 1月1日現在で償却資産を所有している方は、申告義務があります。
- ※ 期限間近は申告書の受付業務が集中しますので、令和8年1月21日(水)までの提出にご協力ください。

（1）申告書等のダウンロードについて

犬山市ホームページからダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/> にアクセスし、ページ番号 **1006941**（償却資産のページ）を検索してください。

提出時、申告書には押印不要です。

（2）申告書等の控について

申告書等の提出書類はコピーを取り、控用として保管してください。

なお、申告書控に受付印の押印を希望される場合は、コピーを添付して提出してください。

申告書を郵送される場合で、受付印を押印した申告書控を希望される方は、申告書のコピーと併せて返送先を記入した返信用の封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

（3）申告書の提出先及び問合せ先

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畠36番地 本庁舎1階

犬山市役所 市民部 税務課 資産税担当

電話 (0568)44-0315（直通） E-mail 010500@city.inuyama.lg.jp

申告書の提出は **eLTAX** による電子申告をご利用ください！



- ・インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きをおこなうことができます。
- ・利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- ・PCdesk で固定資産税（償却資産）申告データの CSV 取り込みによる作成が可能です。

eLTAX の利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください

■ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/tax.lta.go.jp>

■電話 0570-081459 IP 電話や PHS からは 03-6745-0720



2. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。)をいいます。
(地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>)

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の犬山市内における償却資産の保有状況について、申告書を作成し1月31日までに提出するよう地方税法第383条の規定により定められています。

◎申告の対象となる資産の一例

種類		資産名
1 構 築 物	構築物	アスファルト舗装、門・フェンス・庭園等の外構工事、橋、煙突、看板(広告塔等)、上屋、自転車置場、ビニールハウスなど
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、その他の建築設備等、内装・内部造作(土地・家屋と区別されるもの。4~6ページ参照。)
2 機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械及び装置、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車、太陽光発電設備(7ページ参照)、駐車場機械装置等	
3 船舶	漁船、モーターべート、遊漁船、釣り船等	
4 航空機	飛行機、ヘリコプター等	
5 車両及び運搬具	フォークリフト等の建設機械に該当しない大型特殊自動車、農耕作業用の自動車等(自動車税・軽自動車税の対象になる車両は除く)	
6 工具・器具及び備品	切削工具、測定工具、金型枠、事務机、応接セット、理美容機器、冷蔵庫、陳列ケース、エアコン、パソコン、テレビ、プリンター、コピー機、レジスター、自動販売機等	

(1) 償却資産の申告の対象となる資産・対象外の資産

令和8年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)(2)の要件を満たすものです。

- (1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産(土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります)

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以降1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外(会社の帳簿に記載されていない)資産、償却済(減価償却が終わった)資産
- エ 遊休(稼働を休止しているが、いつでも稼働可能)資産、未稼働(完成しているが未だ

稼働していない) 資産

- 才 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
力 取得価格が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産
※ 償却資産の改良費も新たな取得とみなしますので、本体とは別で申告が必要です。改良費とは固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額を指し、税務会計(法人税・所得税)において、「資本的支出」に該当するものをいいます。

(2) 耐用年数が1年を超えて取得価格（1個または1組あたり）が10万円以上の資産

（ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象になります）

	取得時期	取得価格	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産 (平成11年1月1日前に取得した資産は別途お問い合わせください)	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産（平成10年4月1日前に開始された事業年度に取得した資産は別途お問い合わせください）	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

申告対象外の資産について、税制改正により対象資産に変更があります。（9ページ参照）

◎申告の対象とならない資産の一例

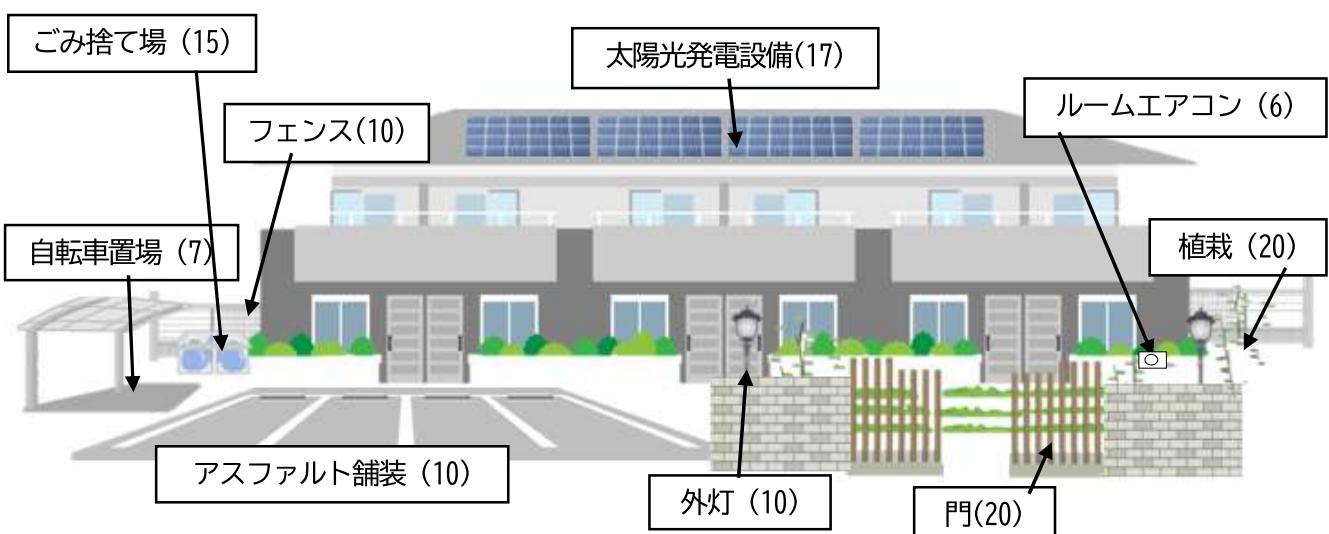
- ① 家屋として固定資産税の対象となっている設備、内装、屋根、外壁等
 - ② 自動車税・軽自動車税の対象となるもの
 - ③ 無形減価償却資産(特許権、ソフトウェアなど)
 - ④ 繰延資産（創立費、開業費など）
 - ⑤ 耐用年数1年未満の資産
 - ⑥ 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時損金算入されるもの
 - ⑦ 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの
- ※ 陸運局への登録の有無にかかわらず大型特殊自動車（フォークリフト、ロードローラやブルドーザなど）は、償却資産の申告対象となります。自動車等に取り付けられたカーナビゲーション等の機器は、性能、型式、構造等が自動車として特別に設計されているため、自動車固有の装置と認められます。そのため、申告対象ではありません。
- ※ ⑥・⑦の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは上記表のとおり課税対象となります。

◎業種別の主な償却資産

業 種	償 却 資 産 の 例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、太陽光発電設備など受発電設備、看板、舗装路面、LANケーブルなど
飲食業	テーブル、いす、カウンター、冷蔵庫、冷凍庫、厨房設備など
理容・美容業	理・美容椅子、パーマ機、洗面設備、サインポールなど
不動産賃貸業	門・庭園・フェンス・塀等の外構、自転車置場、外灯、側溝など
農業	ビニールハウス、田植機・稻刈機等の農業用機械、トラクターなど
小売業	陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
建設業	ブルドーザー・パワーショベル等の大型特殊自動車、測量機器など
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、照明設備、洗車機、地下タンクなど
医療・薬局	ベッド、レントゲン機器・消毒殺菌用機器等の医療機器

◎不動産賃貸業における資産の一例

※（ ）内は耐用年数の一例



（2）固定資産税における家屋と償却資産の区分

固定資産税における家屋とは、屋根・外壁により外から遮断された一定の空間を有し、定着性があり、その目的とする用途に供し得るものといいます。

建築設備とは、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備等で、本来家屋と一体となり家屋の効用を全うするための設備をいい、固定資産税の取扱い上、家屋と償却資産とに分離して課税されます。

◎自己所有家屋における附帯設備の取扱い

自己所有家屋における附帯設備のうち、次の①～④に該当するものは、固定資産税における家屋の評価に含まれませんので、償却資産の申告の対象となります。

① 特定の生産又は業務の用に供されるもの

例) 店舗のネオンサイン、工場等における機械の動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍庫、ホテル・病院等における厨房設備、洗濯設備など

② 独立した機械としての性格が強いもの

例) 受変電設備、予備電源設備、発電設備、中央監視制御装置、機械駐車設備など

③ 取り外しが容易で、家屋と構造上一体となっていないもの

例) ルームエアコン、簡易間仕切りなど

④ 屋外に設置されているもの

例) 屋外に設置された電気の配線、ガス・水道の配管、外構（門・塀）など

◎テナントが家屋に取付けた附帯設備について

家屋所有者以外の方(テナント)が、家屋を借りて事業をするため自分の費用で内装や設備を取付けた場合、内装等は取付けた方が償却資産として申告する必要があります。この場合、以下の表で家屋に分類されている項目はすべて償却資産申告の対象となります。

◎家屋と償却資産の区分表

※次の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○
	中央監視設備	設備一式		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式、誘導灯、非常灯等 屋内設備一式		○
	電力引込設備	引込工事		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○
		配管・配線、端子盤等	○	
	LAN設備	設備一式		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○
		配管・配線等	○	
	インターホン設備	集合玄関機等	○	
	監視カメラ(I.T.V.)設備	受像機(テレビ)、カメラ		○
		配管・配線等	○	
	避雷設備	設備一式	○	
	火災報知設備	設備一式	○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋	償却資産
給排水衛生設備(つづき)	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○
		局所式給湯設備(ユニットバス・床暖房用)、中央式給湯設備	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		屋内の配管等	○	
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○	
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○
		上記以外の設備	○	
		顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		○
	その他の設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む。)、自転車置場ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○
外構工事	外構工事	工事一式(舗装・門扉・塀・植栽等)		○

※ 屋外に設置されている設備は上の表にかかわらず償却資産となります。

※ この表は一例です。ご不明な資産についてはお問合せください。

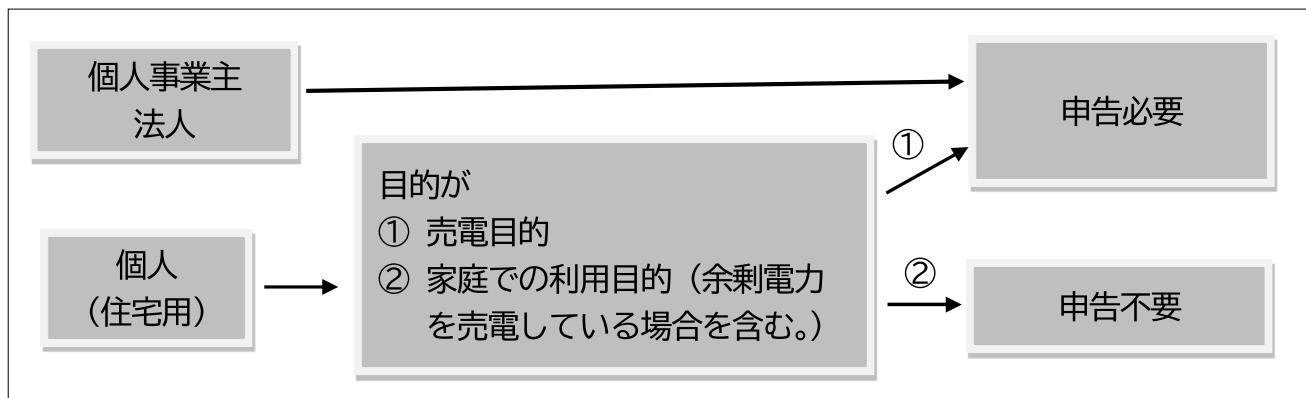
(3) リース資産について

リースに供されている資産の申告義務は、原則として資産の所有者であるリース会社にあります。ただし、それが実質的に割賦（分割）販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など）は、使用者（買主）が申告する必要があります。

※ 平成19年度の税制改正により、平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリース取引については、税務会計（法人税・所得税）において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告については、従来どおり（リース会社（貸主）からの申告）の取扱いとなります。

(4) 太陽光発電設備について

<申告対象判断基準>



- ・ 家屋の屋根材として設置（ソーラーパネル葺）している場合は、家屋の評価対象となるため申告は不要です。
- ・ 屋根の上や地上など家屋以外の場所に設置されている場合は、償却資産の申告が必要となります。
- ・ 接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計なども併せて償却資産の申告が必要となります。

3. 償却資産申告が必要な方

(1) 申告が必要な方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなどの事業を行い、1月1日現在、犬山市内に償却資産を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

- ・ 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
 - ・ 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。
 - ・ 償却資産を所有していない場合は、「該当資産なし」と記入し、提出にご協力ください。
- ※ 資産の増減などがない場合や前年度免税点未満で課税がない場合でも申告は必要です。

(2) 申告の際に提出する書類

○…提出必要 ×…提出不要 △…該当する場合のみ提出必要

種類	新たに申告する方	増減のない方	増加・修正・減少のある方	廃業された方
① 償却資産申告書 (17ページ)	○	○	○	○
② 償却資産細目一覧表 (18ページ)	×	○ (※1)	○ (※1)	○ (※1)
③ 種類別明細書 (19ページ)	○ (※2)	×	×	×
④ 借受資産明細書 (20ページ)	△ (※3)	△ (※3)	△ (※3)	×
⑤ 特例適用申請書 (21~22ページ)	△ (※4)	△ (※4)	△ (※4)	×

※1：前年度申告された方の申告書には、前回申告のあった資産が記載されていますので、今回の賦課期日（1月1日）までに減少等があった資産があれば削除、増加した資産がある場合は追加してください。

※2：所有しているすべての資産を記載してください。

※3：他の事業者から借り受けている資産がある場合に提出してください。

※4：新たにわがまち特例（11ページ以降）を受けようとする場合に提出してください。

(3) 無申告や虚偽の申告をされた場合

期限までに正当な理由なく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合には、地方税法の規定により過料又は罰金を科せられことがあります。

(4) 法人税・所得税と固定資産税の主な違い

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご留意ください。

項目	国税の取扱い（法人税・所得税）	固定資産税（償却資産）の取扱い
償却計算の期間	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	平成19年3月31日以前取得 旧定率法、旧定額法等の選択制度 （建物については旧定額法） 平成19年4月1日以後取得 定率法、定額法等の選択制度 （建物並びに平成28年4月1日以後 に取得する建物付属設備及び構 築物は定額法）	原則として「固定資産評価基 準」に定める減額率によりま す。（16ページ《償却資産原価 残存率表》を参照）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます。	認められません。注1
特別償却・割増償却	認められます。（租税特別措置法）	認められません。
増加償却	認められます。 （法人税法・所得税法）	認められます。
評価額の最低限度	備忘価格（1円）まで	取得価格の100分の5
改良費（資本的支出）	原則区分評価	区分評価 （改良を加えられた資産と改 良費を区分して評価）注2

（注1） 圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮前の取得価格としてください。

（注2） 平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における変更はありません。

(5) 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり納期は1回となります。そのほかの調査結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

(6) 国税資料等の閲覧について

犬山市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧

を行っています。閲覧した書類の内容と、犬山市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

(7) 過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により税額を免れた場合は7年度分）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（15ページ）とは異なり、納期は1回となりますのでご留意ください。

4. 償却資産の評価と課税

(1) 評価額及び課税標準額

評価額は申告していただいた資産の取得価格、耐用年数、取得時期により計算します。耐用年数は資産ごとに決まっており、耐用年数に応じて減価残存率が決まっています。

- ① 前年中（前年の1月2日から本年1月1日）までに取得した償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times \text{減価残存率}$$

- ② 前年前（前年の1月1日より前）に取得した償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \text{減価残存率}$$

- ※ 評価額の最低限度額は取得価格の5%で、それ以下には減価されません。
- ※ 課税標準額は、原則評価額になります。ただし、特例が適用される場合は、課税標準額が軽減されます。
- ※ 減価残存率については、16ページの「償却資産減価残存率表」を参照してください。

(2) わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）について

固定資産税の課税標準の特例が適用される資産とは、地方税法第349条の3、同法附則第15条などに規定される一定要件を備えた償却資産です。

そのうち、下の表に掲げる資産については、犬山市税条例において課税標準額の特例率を定めています。

新たに特例適用資産を取得された場合は、「固定資産(償却資産)課税標準の特例適用申請書」に必要事項を記載のうえ、事実を証明する書類などを添付して税務課資産税担当へ提出してください。

○地方税法第349条の3

項目	対象項目	特例率	特例適用期間
第27項	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	1/3	上限なし
第28項	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	1/3	〃
第29項	事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	1/3	〃

○地方税法附則第15条（～第40項まで）

項	対象項目	特例率	特例適用期間
第2項第1号	汚水又は廃液の汚水施設	1/3	上限なし
第2項第5号	下水道除害施設	4/5	〃
第25項第1号イ	太陽光発電設備（1,000kW未満）（※1）	2/3	取得の翌年度から3年間
第25項第1号ロ	風力発電設備（20kW以上）（※2）	2/3	〃
第25項第1号ハ	地熱発電設備（1,000kW未満）（※2）	1/2	〃
第25項第1号ニ	バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満）（※2）	1/2	〃
第25項第2号	バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満）（※3）	6/7	〃
第25項第3号イ	特定太陽光発電設備（1,000kW以上）（※1）	2/3	〃
第25項第3号ロ	特定風力発電設備（20kW未満）（※2）	2/3	〃
第25項第3号ハ	水力発電設備（5,000kW以上）（※2）	2/3	〃
第25項第4号イ	特定水力発電設備（5,000kW未満）（※2）	1/2	〃
第25項第4号ロ	特定地熱発電設備（1,000kW以上）（※2）	1/2	〃
第25項第4号ハ	特定バイオマス発電設備（10,000kW未満）（※2）	1/2	〃
第28項	浸水防止用設備	2/3	取得の翌年度から5年間
第37項	一体型滞在快適性等向上事業	1/2	〃
第40項	雨水貯留浸透施設	1/6	上限なし

※1 【取得年月日：令和2年4月1日～令和6年3月31日の資産】

- ・特例対象資産は、経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けたものを除きます。
- ・「再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの」が対象です。
- ・「再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助金」の交付が確定したことがわかる書類の写しと出力規模がわかる資料（仕様書・見積書等）が認定書類として必要となります。

【取得年月日：令和6年4月1日～令和8年3月31日の資産】

- ・特例対象資産は、経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けたものを除きます。
- ・「グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kW未満の設備」または「認定地域脱炭素化促進事業計画」に従って取得した一定の設備が対象です。
- ・補助事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類の写しと出力規模がわかる資料（仕様書・見積書等）が認定書類として必要となります。

※2 ④特例対象資産は、「経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けた発電設備」です。

- ・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写しが認定書類として必要となります。

※3 【取得年月日：令和6年4月1日～令和8年3月31日の資産】

- ・特例対象資産は、「経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けた発電設備」です。
- ・木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものです。
- ・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写しが認定書類として必要となります。

(3) 先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品）について

中小事業者等が犬山市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、生産性向上に資する一定の機械・装置などを取得した場合に、課税標準額が軽減されます。

【令和5年4月1日以後取得分】

○地方税法附則第15条第43項（旧第44項）

項目	特例率	特例適用期間
中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置	1/2、1/3 又は1/4	取得の翌年度から最長5年間

<対象設備>

特例の対象となる償却資産は、次のすべての要件を満たすものです。

- ・ 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定後から令和9年3月31日までの間に取得したもの
- ・ 導入により労働生産性が年平均3%以上向上するもの
- ・ 生産、販売活動などの用に直接供されるもの
- ・ 中古資産でないもの
- ・ 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された以下の設備

減価償却資産の種類	最低取得価格
機械装置	160万円以上
測定工具・検査工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備 ※	60万円以上

※ 家屋と一体となって効用を果たすものを除く。

<特例適用期間・特例率>

取得時期	賃上げ無し	賃上げ有り	
		1.5%以上	3%以上
R5.4.1～R6.3.31	特例率：1/2 適用期間：3年間	特例率：1/3 適用期間：5年間	
		特例率：1/3 適用期間：4年間	
R7.4.1～R9.3.31	特例なし	特例率：1/2 適用期間：3年間	特例率：1/4 適用期間：5年間

<必要書類>

- ・ 固定資産税課税標準の特例適用申告書（地方税法附則第15条第44項に関する特例）
 - ・ 先端設備等導入計画に係る申請書の写し
 - ・ 先端設備等導入計画書の写し
 - ・ 先端設備等導入計画認定書の写し
 - ・ 投資計画に関する確認書の写し
 - ・ 従業員への賃上げ方針の表明に証する書類の写し（従業員への賃上げ方針を表明した場合に必要となります。）
- ※ リース会社が申告する場合は、併せて固定資産税軽減計算書及びリース契約書の写しが必要です。
- ※ 電子申告の場合、PDFデータ化した特例適用申請書と必要書類を添付して申告してください。

【令和5年3月31日以前取得分】

<対象設備>

市の「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等導入計画」に従って取得をした下の表の設備等が対象となります。

	減価償却資産の種類	最低取得価格	販売開始時期
1	機械装置	160万円以上	10年以内
2	測定工具・検査工具	30万円以上	5年以内
3	器具備品	30万円以上	6年以内
4	建物附属設備 ※	60万円以上	14年以内
5	構築物	120万円以上	14年以内
6	事業用家屋	120万円以上 取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに新築されたもの	

※ 家屋と一体となって効用を果たすものを除く。

<特例条件>

上記1～5は、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備であること。また、生産・販売活動等の用に直接供されるものであること。中古資産でないこと。

<適用対象期間>

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得したもの。

<特例適用期間・特例率>

対象資産を取得した年の翌年度から3年間、課税標準額を零（ゼロ）にします。

(4) 非課税の適用

地方税法第348条の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。
「固定資産税・都市計画税非課税申告書」に非課税の事実を証明できる書類を添付して提出してください。

(5) 税額の算出

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4/100) = \text{税額}$$

課税標準額の合計が150万円に満たない場合、固定資産税は課税されません。
ただし、150万円未満であっても申告書は必ず提出してください。

(6) 固定資産税の納期限

第1期（4月末日）、第2期（7月末日）、第3期（12月25日）、第4期（翌年2月末日）の4回です。（末日又は12月25日が土・日の場合は翌開庁日が納期限となります。）
なお、第1期の納期限までに、一括納付していただくこともできます。

償却資産減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	①前年中取得のもの	②前年前取得のもの		①前年中取得のもの	②前年前取得のもの
			51	0.978	0.956
2	0.658	0.316	52	0.978	0.957
3	0.732	0.464	53	0.978	0.957
4	0.781	0.562	54	0.979	0.958
5	0.815	0.631	55	0.979	0.959
6	0.840	0.681	56	0.980	0.960
7	0.860	0.720	57	0.980	0.960
8	0.875	0.750	58	0.980	0.961
9	0.887	0.774	59	0.981	0.962
10	0.897	0.794	60	0.981	0.962
11	0.905	0.811	61	0.981	0.963
12	0.912	0.825	62	0.982	0.964
13	0.919	0.838	63	0.982	0.964
14	0.924	0.848	64	0.982	0.965
15	0.929	0.858	65	0.982	0.965
16	0.933	0.866	66	0.983	0.966
17	0.936	0.873	67	0.983	0.966
18	0.940	0.880	68	0.983	0.967
19	0.943	0.886	69	0.983	0.967
20	0.945	0.891	70	0.984	0.968
21	0.948	0.896	71	0.984	0.968
22	0.950	0.901	72	0.984	0.968
23	0.952	0.905	73	0.984	0.969
24	0.954	0.908	74	0.984	0.969
25	0.956	0.912	75	0.985	0.970
26	0.957	0.915	76	0.985	0.970
27	0.959	0.918	77	0.985	0.970
28	0.960	0.921	78	0.985	0.971
29	0.962	0.924	79	0.985	0.971
30	0.963	0.926	80	0.986	0.972
31	0.964	0.928	81	0.986	0.972
32	0.965	0.931	82	0.986	0.972
33	0.966	0.933	83	0.986	0.973
34	0.967	0.934	84	0.986	0.973
35	0.968	0.936	85	0.987	0.974
36	0.969	0.938	86	0.987	0.974
37	0.970	0.940	87	0.987	0.974
38	0.97	0.941	88	0.987	0.974
39	0.971	0.943	89	0.987	0.974
40	0.972	0.944	90	0.987	0.975
41	0.972	0.945	91	0.987	0.975
42	0.973	0.947	92	0.987	0.975
43	0.974	0.948	93	0.987	0.975
44	0.974	0.949	94	0.988	0.976
45	0.975	0.950	95	0.988	0.976
46	0.975	0.951	96	0.988	0.976
47	0.976	0.952	97	0.988	0.977
48	0.976	0.953	98	0.988	0.977
49	0.977	0.954	99	0.988	0.977
50	0.977	0.955	100	0.988	0.977

※減価残存率の前年中取得のものは(1-減価率／2)より算出。
減価残存率の前年前取得のものは(1-減価率)より算出。

【償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入例】

【償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入例】

<p>受付印</p> <p>令和〇〇年1月20日 犬山市長宛</p> <p>所有者 (ふりがな) 1 住所 (又は納税通 知番送付先)</p> <p>〒484-8501 いめやましօօあざいめやまあざひがしはた 犬山市大字犬山字東畠36番地 (電話 0568-61-1800)</p> <p>所有者 (ふりがな) 2 氏名 (法人にあっては その名称及び 代表者の氏名)</p> <p>いめやましやくしょ かぶしきかいしゃ 犬山市役所 株式会社 だいひょうとうりしまりやく いめやまたろう 代表取締役 犬山太郎 (屋号 〇〇〇〇〇)</p>	<p>令和〇〇年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)</p> <p>更新区分 (0:新規 1:既存)</p> <p>事業の種目を具体的に記載してください。 (例えば、ミシン製造業、自動車販売業等) また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください</p>	<p>犬山市</p> <p>※ 所有者コード 第二十六号様式 提出用</p> <p>8 短縮耐用年数の承認 有・無 9 増加償却の届出 有・無 10 非課税該当資産 有・無 11 課税標準の特例 有・無 12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法 14 青色申告 有・無</p> <p>犬山市における事業所得資産の所在地を記載してください。 また、2箇所以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。</p> <p>借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載のうえ、借受資産明細書を提出してください。</p> <p>次のような事項を記入してください。</p> <p>①資産の異動について、該当する箇所を○で囲んでください。償却資産を所有されていない方は、「3.該当資産なし」を選択してください。</p> <p>②課税標準の特例の適用資産又は非課税資産を所有されている場合は、その届出書等の名称。</p> <p>③増加償却を行った場合は、その届出書の名称。</p> <p>④耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合は、その承認通知書等の名称。</p> <p>⑤前年に資産所在地、所有者の住所、氏名又は名称等に異動(合併、廃業等含む))があった場合は、異動年月日、旧資産所在地、旧住所、旧氏名または名称等。</p> <p>⑥納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名。</p> <p>⑦その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項。</p>
<p>控えに受付印が必要な場合は、コピーを付けて申告してください。</p>		

【償却資産細目一覧表の記入例(資産減少・資産修正)】

【種類別明細書の記入例(資産増加)】

令和〇〇年度 ※所有者コード										種類別明細書(増加資産・全資産用)										犬山市			
行番号	種類	資産コード	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期			(イ) 取得価額(円)			耐用年数	(ウ) 減価残存率	(ア) ※価額(円)			※課税標準の特例率 コード	※課税標準額(円)	増加理由	所有者名				枚のうち 枚目
					号	年	月	十億	百万	千			円	十億	百万				千	円			
01	1		アスファルト舗装	1	4	11	10	2	500	000	10	0.				1	2						
02	2		印刷機	1	4	18	9		600	000	4	0.				1	2						
03	2		太陽光発電設備	1	4	26	10		15	000	000	17	0.			1	2	特例					
04	6		応接セット	1	4	20	10		7	000	000	8	0.			1	2						
05	6		コピー機	1	5	1	10		3	000	000	5	0.			1	2						
06												0.				1	2						
07			資産の名称で漢字表記できるものは、 漢字で記入してください。					取得年は和暦で記入してください。				0.				1	2						
08												0.				1	2						
09												0.				1	2						
10												0.				1	2						
11												0.				1	2						
12												0.				1	2						
13												0.				1	2						
14												0.				1	2						
15												0.				1	2						
				小計	5			28	100	000													

種類
1.構築物 2.機械及び装置 3.船舶 4.航空機
5.車両及び運搬具 6.工具・器具及び備品

取得時期の号
1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和

増加事由
1.新品取得 2.中古取得 3.移動による受入れ 4.その他

※資産の増加がある場合に使用してください。取得価額には、資産の取得に要した荷造費、運搬費も含めて記載してください。

【借受資産明細書の記入例】

(リース)

借受資産明細書

						借主 氏名	住所 氏名	犬山市大字犬山字東畠36番地	
令和〇〇年 1月 1日現在							犬山市役所 株式会社		
貸主住所・氏名	電話	資産名称	数量	設置年月	契約期間		1ヶ月賃料	備考	
犬山市大字犬山字東畠〇〇 〇〇リース(株)	〇〇-〇〇〇〇	〇〇製造設備	1	1 年 9 月	自 令和 2年4月 至 令和 6年3月		100,000 円		
				年 月			円		
				年 月			円		
				年 月			円		
				年 月			円		
				年 月			円		
				年 月			円		
				年 月			円		
				年 月			円		
				年 月			円		

～特例適用申請書の記入例～

固定資産（償却資産）課税標準の特例適用申請書

下記の資産について、課税標準の特例を適用してくださるよう関係書類を添えて申請します。

受付印 令和〇年〇月〇日 犬山市長宛	所有者 住 所 氏 名 名 称	犬山市大字犬山字東畠36番地 犬山市役所 株式会社				特例規定	地方税法附則第15条第25項第1号イ				特別償却	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
						資産の所在地	犬山市大字犬山字東畠〇〇番地					
						添付書類	<input type="checkbox"/> 「計画の申請書及び認定書」の写し及び「工業会等による仕様等証明書」 <input type="checkbox"/> 「先端設備等導入計画に係る申請書」の写し、「先端設備等導入計画認定書」の写し及び「工業会等による仕様等証明書」 <input checked="" type="checkbox"/> リース会社が申告する場合、「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書」の写し <input type="checkbox"/> 「10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写し <input type="checkbox"/> 「電気事業者と締結している「特定契約書」の写し <input checked="" type="checkbox"/> 「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」 <input type="checkbox"/> その他（ ） 					
						作成者	氏名：犬山一郎 電話番号：0568-61-1800					
資産番号	資産の名称等 (型式及び規格)	数量	取得年月			取 得 価 額			耐用年数	特例適用項目	特例率	
			年号	年	月		15	000				円
	太陽光発電設備	1	6	5	3			000	17	再生可能エネルギー発電設備	2/3	
								円				
								円				
								円				
記載上、特に留意すべき事項 (1) 本申請書は、地方税法第349条の3、同法附則第15条、犬山市税条例第56条の3及び同条例附則第10条の2の規定による償却資産について、課税標準の特例を適用するため提出していただくものです。 新たに「課税標準の特例」が適用される資産を取得された場合に、償却資産申告書と併せて1月末日までに提出してください。 (2) 特別償却を行っている設備について、法人税申告書別表16の付表「特定設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を税務署に提出している場合は、その写しを添付してください。 (3) 設備が特例に該当することが判明する資料（各種申請書・届出書・許可書等の写し、パンフレット、仕様書、設計図、処理工程図、所在図等のうち必要なもの）を添付してください。												
市役所 処理事項 ※本欄は記入 不要です。	確認年月日	令和 年 月 日	摘要	特例の可否	可 否			決定特例 適用項目				
	担当者			決定特例率	/			適用期間	令和 年度から令和 年度まで			

【特例適用申請書(先端設備に関する特例)の記入例】

固定資産税課税標準の特例適用申請書（地方税法附則第15条第43項に関する特例）

下記の資産について、課税標準の特例を適用してくださるよう関係書類を添えて申請します。

受付印		所 有 者	住 所	犬山市大字犬山字東畠36番地			特例規定	地方税法附則第15条第43項				特別償却	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
令和〇年〇月〇日			氏 名	犬山市役所 株式会社			作成者	氏 名 : 犬山一郎 電話番号 : 0568-61-1800					
犬 山 市 長 宛		記載上、特に留意すべき事項 (1) 本申請書は、地方税法附則第15条第45項の規定による償却資産について、課税標準の特例を適用するため提出していただくものです。 (2) 特別償却を行っている設備にあって、法人税申告書別表16の付表「特定設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を税務署に提出している場合は、その写しを添付してください。新たに「課税標準の特例」が適用される資産を取得された場合に、償却資産申告書と併せて1月末日までに提出してください。											
償 却 資 産	資産番号	資 产 の 名 称 等 (型式及び規格)			数量	取 得 年 月			取 得 価 格			耐用年数	資産の所在地
	年号	年	月	20		000	000	円					
	CNC旋盤			1	5	5	10					16	犬山市大字犬山字東畠〇番地
添付 資料	<input checked="" type="checkbox"/> 「先端設備等導入計画に係る申請書」の写し <input checked="" type="checkbox"/> 「先端設備等導入計画書」の写し <input checked="" type="checkbox"/> 「先端設備等導入計画認定書」の写し <input checked="" type="checkbox"/> 「投資計画に関する確認書」 <input type="checkbox"/> 「従業員への賃上げ方針の表明に証する書類」の写し (注1) <input type="checkbox"/> 「固定資産税軽減計算書」 (注2) <input type="checkbox"/> 「リース契約書」の写し (注3) (注1) 従業員への賃上げ方針を表明をした場合に必要 (注2、注3) リース会社が申告する場合のみ必要												
市役所 処理事項 ※本欄は記入 不要です。	確認年月日	令和 年 月 日	摘要	特例の可否	可 · 否			決定特例 適用項目					
担当者		決定特例率		/			適用期間	令和 年度から令和 年度まで					